## 堺市地域公共交通会議事務局規程 新旧対照表

現行	改正後
堺市地域公共交通会議事務局規程	堺市地域公共交通会議事務局規程
(省略) (職員) 第3条 事務局には、事務局長のほかに事務局員を置く。 2 事務局員は、堺市建築都市局 <u>交通部公共交通課</u> の職員をもって 充てる。	(省略) (職員) 第3条 事務局には、事務局長のほかに事務局員を置く。 2 事務局員は、堺市建築都市局 <u>交通部</u> の職員をもって充てる。
(省略)	(省略)
附則 この規程は、平成24年6月5日から施行する。	附則 この規程は、平成24年6月5日から施行する。 <u>附則</u> この規程は、令和3年4月1日から施行する。